

令和8年5月27日付でお知らせしました授業実施基準について、市教育委員会より、変更の通知がありましたので、改めてお知らせします。
これまで「台風接近に伴うレベル3大雨警報」でしたが、今後は台風接近の有無にかかわらず、「レベル3大雨警報」が発表された場合に変更となります。(下線の部分)

令和8年9月1日

石薬師小学校保護者 様

鈴鹿市立石薬師小学校
校長 元水 伸美

台風時等における授業実施について(再周知)

1 始業前に暴風(雪)特別警報、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報、暴風(雪)警報が発表されている場合

- (1) 午前7時現在、いずれかの警報が発表されている場合は、当日の授業は中止します。
- (2) 午前7時までに、警報が解除された場合は、通学路の安全を確認した上で、通常通り児童を登校させてください。

※ なお、児童が登校するに当たっては、安全確認を十分行い、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等危険が予測される場合は、決して無理をせず、当日の登校はやめてください。

2 始業後に暴風(雪)特別警報、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報、暴風(雪)警報が発表されている場合

- (1) 通学路の安全が確認されたときは、教職員等の引率又は見守りのもと集団で下校させます。
- (2) 台風の中心位置や進行方向、速度、警報発表時の気象状況並びに地域の道路や河川等の浸水状況等から判断し、安全に帰宅することが困難と認められる児童には、学校で待機させたり、保護者に直接引き渡したりするなどの方法をとります。

3 その他

- (1) 河川氾濫警報、大雪警報等が発表されている場合は、気象状況や地域差、学校の置かれている諸条件等を踏まえ、その都度、白鳥中学校区小中学校間で相談し、適切な措置を講じます。
- (2) 雷の発生や記録的短時間大雨情報など警報等は発表されていない場合でも、災害等のおそれがある際は、無理をせず状況に応じて登校を見合わせるなどの判断をお願いします。また、授業中に同様の状況となった場合は、学校で待機させ、状況の改善に応じて下校又は保護者への直接引き渡しを行います。
- (3) 緊急時には、できる限りメールを配信させていただきます。ただし、電話等、通信不能になる場合もありますのでご了承ください。